

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の部総務厚生センターの項中「総務・旅費係」を「旅費係」に改め、同表地域振興部の部市町村振興課の項中「奈良モデル推進係 市町村地方創生推進係」を「奈良モデル推進係」に改め、同部地域政策課の項中「水循環推進係 県域水道推進係」を「水循環・県域水道推進係」に改め、同表健康福祉部の部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同部障害福祉課の項中「療育係 自立支援係」を「障害理解促進係 自立支援・療育係」に改め、同表医療政策部の部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同表くらし創造部の部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同表くらし創造部景観・環境局の部景観・自然環境課の項中「景観保全審査係 砂利採石係」を「景観・屋外広告係 植栽・採石係」に改め、同表産業・雇用振興部の部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同表農林部の部農業水産振興課の項中「鳥獣対策係 農業研究開発センター開設準備係」を「鳥獣対策係」に改め、同部農村振興課の項中「農村資源活用係 基盤整備・換地係 水利防災検査係 再編対策・国営事業係」を「農地環境整備係 水利防災対策係 国営事業・技術検査係」に改め、同部奈良の木ブランド課の項中「総務・流通拡大係 木材利用促進係」を「木材利用促進係 木材流通拡大係」に改め、同部森林整備課の項中「森林環境管理係」を「森林環境係」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局の部営繕課の項中「設備係」を「設備第一係 設備第二係」に改める。

第五条の見出し中「課」の下に「及び室」を加え、同条中「同条」を「同条第一項」に改め、「掲げる課」の下に「及び室」を加え、同条の表行政経営課の項の次に次のように加える。

企画管 理室（ 地域振 興部に 限る。 ）	国際芸術家 村整備推進 室	事業推進係 造成建設係
--------------------------------------	---------------------	----------------

第五条の表中

移住・交流 推進室	移住・交流推進係
--------------	----------

を

奥大和移住 ・交流推進 室	交流推進係 移住・雇用創造係
---------------------	-------------------

に改め、同表南部東

部振興課の項中「地域支援係 動物愛護・ふれあい係 動物指導係」を「地域振興係 動物愛護管理係」に改め、同表病院マネジメント課の項の次に次のように加える。

林業振 興課	新たな森林 管理体制 管理 体制 制 準 備 室	企画係
-----------	---	-----

第五条の表備考1中「地域振興部南部東部振興課移住・交流推進室」を「地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室」に改める。

第六条総務部の部総務課の項第十四号中「公益社団法人及び公益財団法人並びに」を削り、同部情報システム課の項に次の二号を加える。

四 情報システム最適化推進に関すること。

五 ネットワークに関すること。

第六条地域振興部の部企画管理室の項の次に次のように加える。

企画管理室 国際芸術家村整備推進室

奈良県国際芸術家村に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条地域振興部の部南部東部振興課移住・交流推進室の項中「移住・交流推進室」を「奥大和移住・交流推進室」に改め、同部地域政策課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 県内水道事業の広域化の推進に関すること。

第六条地域振興部の部文化資源活用課の項第一号中「文化資源」を「歴史文化資源」に改め、同条農林部の部農業水産振興課の項第十号を削り、同部林業振興課の項中第八号及び第九号を削り、同項の次に次のように加える。

林業振興課 新たな森林管理体制準備室

新たな森林管理体制の整備に関すること。

第六条県土マネジメント部の部まちづくり推進局営繕課営繕プロジェクト推進室の項第二号中「工事管理」を「工事監理」に改める。

別表第一奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館の項を次のように改める。

<p>奈良県文 化会館</p>	<p>奈良市登 大路町</p>		<p>一 会館の管理運営に 関すること。 二 県民の文化振興事 業に関すること。 三 文化情報の収集及 び提供に関すること。</p>	<p>文化振興課</p>
<p>奈良県橿 原文化会 館</p>	<p>橿原市北 八木町</p>		<p>一 会館の管理運営に 関すること。 二 県民の文化振興事 業に関すること。 一 美術品及び美術に</p>	

奈良県立 美術館	奈良市登 大路町	<p>関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。</p> <p>三 美術に関する調査研究を行い、及び資料を刊行すること。</p> <p>四 その他美術館の設置目的を達成するために必要なこと。</p>
-------------	-------------	---

奈良県立 民俗博物 館	大和郡山 市矢田町	<p>一 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること。</p> <p>二 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること。</p> <p>三 民俗資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>四 大和民俗公園の管理に関すること。</p> <p>五 その他民俗博物館の設置目的を達成するために必要なこと。</p>
-------------------	--------------	--

に改め、同表なら食

と農の魅力創造国際大学校の項中「桜井市高家」を「桜井市大字高家」に改め、同表
奈良県森林技術センターの項中

三 その他林業に関する試験研究、分析及び指導に関すること。

を

三 その他林業に関する試験研究、分析及び指導に関すること。
 四 県営林の管理運営及び施業提案に関すること。

に改める。

別表第二奈良県文化会館の項の次に次のように加える。

奈良県立 美術館	総務課 学芸課	<p>総務課</p> <p>一 美術館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 美術館の維持及び管理に関すること。</p> <p>三 その他学芸課の主管に属しないこと。</p> <p>学芸課</p> <p>一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。</p> <p>三 美術に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。</p>	
-------------	------------	---	--

別表第二奈良県立美術館の項を削り、同表奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項所掌事務の欄総務課の款中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同欄衛生課の款第三号中「上下水道」を「上水道」に改め、同款に次の一号を加える。

六 葉事、毒物及び劇物の監視に関すること。

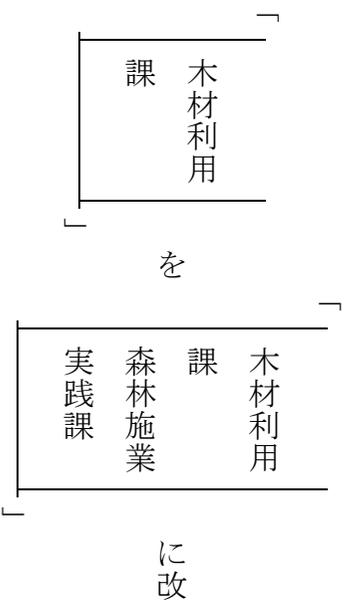
別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項所掌事務の欄健康増進課の款に次の一号を加える。

十二 地域包括ケアシステム推進に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項所掌事務の欄地域生活課の款第三号中「上下水道」を「上水道」に改め、同款中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 薬事、毒物及び劇物の監視に関すること。

別表第二奈良県森林技術センターの項中



め、同項所掌事務の欄木材利用課の款の次に次のように加える。

森林施業実践課

一 県営林の管理経営に関すること。

二 森林の施業提案に関すること。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一橿原文化会館の項の次に次のように加える。

—— 美術館 —— 館長、館長代理、副館長、課長

別表第一美術館の項を削り、同表吉野福祉事務所の項中「所長」の下に「次長」を加え、同表なら食と農の魅力創造国際大学校の項中「学科長」の下に「副学科長」を加える。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「及び橿原文化会館」を「橿原文化会館及び美術館」に改め、「橿原考古学研究所の所長」の下に「及び副所長」を加え、「美術館」

を削り、同欄第二号中「樫原考古学研究所の副所長」を「美術館の館長代理及び副館長」に改め、「美術館の館長代理及び副館長」を削り、「中和福祉事務所」を「福祉事務所」に改め、「吉野福祉事務所」及び「(内吉野保健所を除く。)」を削り、「野外活動センターの所長」の下に「及び次長」を加え、「平城京歴史館の館長」を削り、同欄第三号中「文化会館の課長補佐」の下に「美術館」を加え、「美術館」を削り、「野外活動センター及び」を削り、「及び学科長」を「学科長及び副学科長」に改め、「平城京歴史館及び」を削り、同表四の項第二欄第二号中「保健所(内吉野保健所に限る。)」の次長、「」を削り、同表七の項第二欄第一号中「守衛長」の下に「第五条第六号に規定する指導技能員及び指導保安員」を加え、同欄第二号中「及び第七号」を「に規定する主任技能員、主任保安員及び主任事務員並びに同条第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に地域振興部南部東部振興課移住・交流推進室の室長、室長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該室に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室の室長、室長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該室に勤務を命ぜられたものとする。

(自動車の管理及び使用に関する規則の一部改正)

3 自動車の管理及び使用に関する規則(昭和四十三年五月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「移住・交流推進室」を「奥大和移住・交流推進室」に改める。

(奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則の一部改正)

4 奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則(平成二十七年三月奈良県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域振興部企画管理室」を「地域振興部企画管理室国際芸術家村整備推進室」に改める。